

平成27年5月25日

## 特定商取引法違反の業務提供誘引販売業者に対する 業務停止命令（3か月）について

- 消費者庁は、「ステップライフ」と称するパソコンを用いた在宅ワークの役務提供に係る事業を行っていた株式会社アグレッシブ（東京都渋谷区）に対し、本日、特定商取引に関する法律第57条第1項の規定に基づき、平成27年5月26日から同年8月25日までの3か月間、業務提供誘引販売取引に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- 認定した違反行為は、不実告知、広告表示義務違反及び書面記載不備です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。

1. 株式会社アグレッシブ（以下「同社」という。）は、「ステップライフ」と称するパソコンを用いた在宅ワークの役務提供（以下「本件役務」という。）に係る事業を行っていました。
2. 同社は、同社が運営するインターネットサイトにおいて「未経験でも安心在宅ワーク」などの広告を行い、これに関心を持つ消費者から資料請求を受け付けていました。

同社は、資料請求をした消費者に電話をかけて、消費者が資料を請求したことを確認し、在宅ワークを説明する資料にアクセスできるURLを貼り付けたメール又は概要書面にアクセスできるメールを消費者に送り、この後に消費者に電話をかけて、これらの資料を用いて在宅ワークの説明を行い、同社が提供するパソコントレーニングにより修得した技能を利用する業務に従事することにより収入が得られるとして消費者を誘引し、本件役務提供に係る初期登録費用として37,080円及びトレーニング状況によって、16,223円（トレーニング中）又は4,352円（トレーニング終了後）を毎月負担させていました。（※金額は、平成26年4月以降のもの。）

3. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同社は、業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、実際には収入を得られない者がほとんどであるにもかかわらず、「最初は1万円くらいしか稼げないけど、徐々に3～4万円くらい稼げます。」「初級の人だと月8,000円、中級者の人だと2～3万円くらい稼いでいます。」などと、業務提供利益に関する事項について不実のことを告げる行為をしていました。

(業務提供利益に関する不実告知)

(2) 同社は、業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、7割以上の者がトレーニング期間の途中でやめているにもかかわらず、「トレーニングは1か月もあればできます。」「トレーニング自体は難しいものではなく、トレーニング期間については、通常1～2か月で終わります。」などと、取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実のことを告げる行為をしていました。

(判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知)

(3) 同社は、同社が運営するインターネット上のウェブサイトで、業務提供誘引販売取引について広告をしていますが、その広告には、業務報酬の根拠となる1文字当たりの単価の表示がなく、提供される役務を利用する業務の提供又はあっせんについての条件に関する重要な事項について表示がされていませんでした。

(広告表示義務違反)

(4) 同社が消費者に交付している概要書においては、①パソコントレーニングの役務の内容、②業務報酬の根拠となる単価について、また、同じく契約書においては、①業務報酬の根拠となる単価、②契約の締結を担当した者の氏名について、いずれも正確に記載していませんでした。

(書面記載不備)

【本件に関する御相談窓口】

本件に関する御相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

(別紙)

## 株式会社アグレッシブに対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社アグレッシブ
- (2) 代表者：代表取締役 及川 真一郎（おいかわ しんいちろう）
- (3) 所在地：東京都渋谷区代々木一丁目13番4号
- (4) 資本金：100万円
- (5) 設立：平成23年5月24日
- (6) 取引類型：業務提供誘引販売取引
- (7) 取扱役務：「ステップライフ」と称するパソコンを用いた在宅ワークに関する役務の提供
  - 入会月：初期登録費用・・・・・・・・37,080円
  - 毎月：トレーニング中・・・・・・・・16,223円
  - 〃：トレーニング終了後・・・・・・・・4,352円

### 2. 取引の概要

株式会社アグレッシブ（以下「同社」という。）は、「ステップライフ」と称するパソコンを用いた在宅ワークに関する役務（以下「本件役務」という。）を提供する事業を行っていた。

同社は、同社が運営するインターネットサイトにおいて「未経験でも安心在宅ワーク」などの広告を行い、これに関心を持つ消費者から資料請求を受け付けていた。

同社は、資料請求をした消費者に電話をかけて、消費者が資料を請求したことを確認し、在宅ワークを説明する資料にアクセスできるURLを貼り付けたメール又は概要書面にアクセスできるメールを消費者に送り、この後に消費者に電話をかけて、これらの資料を用いて在宅ワークの説明を行い、同社が提供するパソコントレーニングにより修得した技能を利用する業務に従事することにより収入が得られるとして消費者を誘引し、本件役務提供に係る初期登録費用として37,080円及びトレーニング状況によって、16,223円（トレーニング中）又は4,352円（トレーニング終了後）を毎月負担させていた。

（※金額は、平成26年4月以降のもの。）

### 3. 行政処分（業務停止命令）の内容

#### (1) 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第51条第1項に規定

する業務提供誘引販売取引に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア. 業務提供誘引販売取引に係る契約の締結について勧誘すること。

イ. 業務提供誘引販売取引に係る契約の申込みを受けること。

ウ. 業務提供誘引販売取引に係る契約を締結すること。

## (2) 停止命令の期間

平成27年5月26日から同年8月25日まで（3か月間）

## 4. 命令の原因となる事実

同社は、以下のとおり法に違反する行為を行っており、業務提供誘引販売取引の公正及び相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

### (1) 業務提供利益に関する不実告知（法第52条第1項第4号）

同社は、業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、実際には収入を得られない者がほとんどであるにもかかわらず、「最初は1万円くらいしか稼げないけど、徐々に3～4万円くらい稼げます。」「初級の人だと月8,000円、中級者の人だと2～3万円くらい稼いでいます。」などと、業務提供利益に関する事項について不実のことを告げる行為をしていた。

### (2) 取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知（法第52条第1項第5号）

同社は、業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、7割以上の者がトレーニング期間の途中でやめているにもかかわらず、「トレーニングは1か月もあればできます。」「トレーニング自体は難しいものではなく、トレーニング期間については、通常1～2か月で終わります。」などと、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実のことを告げる行為をしていた。

### (3) 広告表示義務違反（法第53条）

同社は、同社が運営するインターネット上のウェブサイトで、業務提供誘引販売取引について広告をしているが、その広告には、業務報酬の根拠となる1文字当たりの単価の表示がなく、提供される役務を利用する業務の提供又はあっせんについての条件に関する重要な事項について表示がされていなかった。

(4) 書面記載不備（法第55条第1項及び第2項）

同社が消費者に交付している概要書においては、①パソコントレーニングの役務の内容、②業務報酬の根拠となる単価について、また、同じく契約書においては、①業務報酬の根拠となる単価、②契約の締結を担当した者の氏名について、いずれも正確に記載していなかった。

5. 勧誘事例

【事例1】

平成25年7月、消費者Aは、資格勉強の合間に自宅で稼げたらと思い、インターネットで複数の在宅ワーク提供業者を見付け、資料請求を行った。

同月中旬、同社の従業員Zは、Aに電話をかけ、同社が運営する在宅ワークについて、登録している人は何百人いるとか、初期登録費が掛かることなどの説明をした。Aが決めかねる旨伝え、Zは5日後に再度電話すると言った。

それから5日後、AはZからの電話を受け、同時にAのパソコンに届いている資料についてZから説明を受けた。Zは、「パソコン未経験者でも安心です。」、「初期登録費の36,000円を支払っていただければすぐに業務を開始することができます。」、「トレーニング期間中は、15,750円頂きますが、トレーニングは1か月もあればできます。」、「仕事とトレーニングは同時並行してできます。」とAに言った。

また、Zは、仕事の例として、「インターネットの貼り付け仕事は、入力する必要がないから簡単ですよ。」、「2～3時間で終わるような簡単なものです。」などとAに言った。Aは、「アグレッシブさんで在宅ワークをしたい。」旨をZに伝え、郵送で契約手続をし、費用を振り込んだ。

7月下旬、Aは、同社の業務管理画面へアクセスして、トレーニングのSTEP1に取り組み、すぐにトレーニングの結果を同社へメールした。その後に、業務報酬の得られるインターネット情報の貼付け業務に取り組んだ。業務の内容は、東京にあるイタリアンレストランをネットで検索して、店の情報を100件コピー&ペーストして行くというもので、この報酬は2,000円だった。

Aは、1日2時間ほどのつもりが、手間が掛かるため連日、8～9時間掛けて5日間でやっと業務を完成させて、次の課題のSTEP2に着手したところ、その内容は、直前までやっていた会社100社のコピー&ペースト業務と同様のもので、時間が掛かる内容のものだった。

Aは、1週間連日STEP2のトレーニングに専念したが終了せず、今後STEP5まで1か月でトレーニングを終わらせることは難しいと思われること。併せてSTEP1の後に取り組んだ業務について修正が入り対応したことなどを含め、Aは同社に解約したい旨のメールを入れ、その後の同年9月、最寄りの消費者センターを訪

れて、契約の取消しについて相談した。

Aが契約締結までの説明を振り返ると、Zは、「トレーニングは1か月で終わり、2か月目からは報酬額の方が多いのでプラスになります。」のようなことを言ったので契約したが、実際にトレーニングに取り組むと、1か月でトレーニングを終了することは不可能だった。また、報酬が得られる業務についても、Zは、「2～3時間で終わるような簡単なものです。」と言ったが、実際は、30時間を超えるようなもので、とても簡単な仕事ではなかった。業務についても2週間くらい時間が掛かり、目一杯働いても月4,000円くらいにしかならないと思った。

## 【事例2】

平成25年8月、パソコンを使った内職を探していた消費者Bは、同社のサイトを見付け、同社のサイトに、「障害者の人にも生活保護の人にも仕事を提供しています。」という社長の動画があり、ここなら安心かなと思い、パソコンで同社に資料請求をした。

資料請求後、同社から説明資料のメールが届き、その後に、同社の従業員Yから、Bに電話があった。Yは、「トレーニングをしながら、仕事は提供できます。」と言い、在宅ワークには費用が掛かり、トレーニングが必要なことを話し、トレーニング期間について、「大体2か月くらい掛かる。」とBに説明した。Bは、トレーニング代の支払が気になったので、「頑張れば1か月でできますかね。」と尋ねると、Yは「まあそうですね。」と言った。BがYに一月にどのくらい稼げるかを尋ねると、Yは、「最初は1万円くらいしか稼げないけど、徐々に3～4万円くらい稼げます。」と言った。Bは、契約をすることにし、同社にお金を振り込んだ。

Bは、すぐにトレーニングのSTEP1に取り組み、1時間ほどで課題を仕上げ、その結果を同社へメールで送った。課題の内容は、7行くらいの文章をエクセルファイルに入力するものだった。

STEP2は、イタリアンの店について、ネット上で情報を収集し、エクセルファイルに100件入力するものだった。しかし、専門用語が出てくるなど、「こんな難しい課題があるのかな」と思うほどの内容で、1日中時間を割いて1週間近く課題に取り組んだが、結局課題を終了させることはできなかった。契約書には、トレーニングの目安として、3時間から20時間と書いてあったが、Bは、「これは絶対できない。」「これは、おかしい。」と感じ、同年9月、解約することにした。

### 【事例3】

平成26年3月、自宅でできるデータ入力などの在宅ワークを探していた消費者Cは、インターネット上で見つけた同社のサイトに資料請求をした。

資料請求後、すぐに同社の従業員Xから、Cに電話があった。Xは、「資料を用いて在宅ワークの説明をしたいので、いつ頃なら空いてますか。」とCの空き時間を確認し、「いつでも良いです。」とCが答えると、Xは、その日の午後の時間を指定して電話を切った。

その後指定された時間に同社から、在宅ワークの説明資料が閲覧できるURLが記されたメールが届き、Xから電話があり、Cのパソコン画面に説明資料を展開させて、在宅ワークについて説明を受けた。Xは、在宅ワークをするには、初期登録費や月額管理費が必要であること、トレーニングについても5段階あって、トレーニング中は毎月トレーニング代が掛かること、トレーニング終了後は、業務受注サポート代が毎月掛かることをCに説明した。

Xとのやり取りの中で、Cは在宅ワークでどの程度稼げるのか興味があったので、「皆さんは、一月でどの程度稼いでいますか。」と尋ねた。すると、Xは「初級の人だと月8,000円、中級者の人だと2~3万円くらい稼いでいます。」と言った。Cは、最初は8,000円でも徐々にステップアップしていけば、2~3万円貰えると思った。

契約締結後、同社からC宛てにトレーニングや在宅ワーク業務にアクセスできる「業務管理画面URL」やID、パスワードが記されたメールを送られてきた。Cは、業務画面にアクセスして内容を確認した後に、トレーニングのSTEP1に着手した。Cは1時間程度で課題を終え、完成した課題をメールに添付して同社宛てに送った。しかし、同社から、Cが送付したSTEP1の結果について、「誤植がある」と2回にわたり指摘があり、結局、STEP1のトレーニングがクリアしたのは、トレーニング開始から10日くらい経った頃だった。その後、Cは、トレーニングのSTEP2、STEP3と順に取り組み、また、トレーニングと平行して、文字入力業務を行った。これは、「カラー検定について」等と題するテーマでワープロ打ちされた20の構成文をエクセルファイルに全て入力すると、1,000円の報酬がもらえるものだった。一つの構成文は450文字くらいあり、全部で8,800~10,000文字くらいになるものだった。Cはこの業務を4回行った。しかし、誤植対応に時間が掛かること及びトレーニングと業務を平行して行うことによって、トレーニングの終了が遅れるとトレーニング料の支払が続いてしまうので、トレーニングを早く終わらせようと、4回目の文字入力業務を納品した後は、業務提供を求めなかった。

STEP4では集中して取り組んだにもかかわらず、3週間以上掛かって課題をクリアした。最終課題であるSTEP5でも課題のクリアまでに3週間近く掛かった。

Cは、トレーニングについて最初はそんなに難しいとは考えていなかったが、入力ミスを細かく指摘され、また STEP5 では、徹夜をするなどして一生懸命取り組んだものの、トレーニングを全てクリアするのに、2か月以上掛かった。

Cは、トレーニング中にこの事業者は怪しいかもしれないと思い始めていたので、第三者の声を聞いてみようと最寄りの消費者センターに電話をかけた後、Cは同社との契約を解除することにした。

結局、Cは、1か月ほど同社が提供する業務に従事したが、受け取った仕事の報酬は約 4,000 円で、文字入力単価は契約書に記載された単価の半額と安く、とても割に合わなかった。

#### 【事例 4】

平成26年5月、消費者Dは、自宅で仕事ができる在宅ワークに興味を持ち、いくつか見た在宅ワーク提供事業者から、同社を選びパソコンから資料請求をした。Dは、「未経験でも安心」などと画面上に記され、仕事がやりやすそうな感じがし、自分に合っているのではと思った。

翌日、同社の従業員WからDに電話があり、「資料請求ありがとうございました。」とDに挨拶をした後に、「仕事のやり方が書いてある説明資料をメールで送ります。」「この資料を用いて、後ほど説明します。」とDに説明日時を確認した後、電話を切った。

約束した日時にWから電話があり、「在宅ワークを行うには、初期登録費が掛かり、トレーニング中はトレーニング代が掛かる」、「トレーニングが終了した後も、月会費が 4,000 いくらか掛かる」との説明をDにした。さらに、「トレーニングが終了したら、仕事の提供は保証します。」「トレーニングをしながら仕事もできますよ。」とDに言った。また、Wは、「トレーニング自体は難しいものではなく、トレーニング期間については、通常1~2か月で終わります。」「トレーニングに慣れれば、1か月程度で終了します。」と言った。Wは、「1日にどの程度在宅ワークができますか。」とDに尋ねた。Dが、「6時間くらい働けます。」と答えると、Wは、「仕事の量は、人によってやれる量が変わってくるので、出来る人であれば、どんどん仕事を提供します。」と言った。

Dは、仕事をしてお金を稼ぐのが目的なのに、お金を払うのはおかしいと思ったので、Wから一通り説明を受けた後に、「考えさせてください。」と言って電話を切った。その後、消費生活センターに相談し、後日、同社から電話があった際に契約しない旨を伝えた。